

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成二七年一〇月二日
条例第六三号

改正 平成二七年一二月 四日条例第六九号 平成二八年 三月二三日条例第一五号
平成二八年 六月二二日条例第四三号 平成二九年 三月二二日条例第三号
平成三一年 三月二二日条例第五号 令和元年 十月 四日条例第二十五号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第三条 東京都北区（以下「区」という。）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる区の執行機関（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものがある場合にあつては、そのものを含む。）が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものがある場合にあつては、そのものを含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関（法令の規定により法別表第二の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものがある場合にあつては、そのものを含む。第三項において同じ。）が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 別表第三の第一欄に掲げる執行機関から法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものは、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 前三項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第五条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるときとする。

- 別表第三の第一欄に掲げる執行機関（以下「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる執行機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理する

ために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき。

二 別表第二の上欄に掲げる執行機関から法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものが、同表の上欄に掲げる執行機関に対し、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の下欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の上欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

三 法別表第二の第一欄に掲げる執行機関から法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされているものが、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区長（以下「区長」という。）が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成二七年一二月四日条例第六九号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月二三日条例第一五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則（平成二八年六月二二日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二九年三月二二日条例第三号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第五条の改正規定は、同年五月三十日から施行する。

付 則（平成三一年三月二二日条例第五号）

この条例は、平成三十二年一月一日から施行する。

付 則（令和元年十月四日条例第二十五号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 区長	東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)による児童育成手当の支給に関する事務であって東京都北区規則(以下「規則」という。)で定めるもの
二 区長	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月東京都北区条例第三十四号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
三 区長	東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例(平成十六年三月東京都北区条例第二号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定め

	るもの
四 区長	後期高齢者医療被保険者葬祭給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
六 区長	東京都北区心身障害者福祉手当条例(昭和四十九年九月東京都北区条例第十九号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
七 区長	東京都北区中等度難聴児発達支援事業実施要綱(平成二十五年八月十四日二十五北福障第二千六百四十一号)による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
八 区長	東京都北区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成二十七年二月三日二十六北福障第四千五百五号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
九 区長	東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(平成三十一年一月十六日三十北福障第四千四百六十九号)による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
十 区長	東京都北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱(平成十三年二月十九日十二北福福第千九百六十三号)による福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
十一 区長	東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱(平成三十一年一月十六日三十北福障第四千四百四十三号)による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの
十二 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二十九年五月八日社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
十三 東京都北区教育委員会(以下「教育委員会」という。)	就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって東京都北区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定めるもの

別表第二(第四条、第五条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
一 区長	東京都北区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)、地方税関係情報(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は納税証明事項(地方税法第二十条の十の規定に基づく同

		条の証明書に記載される事項をいう。)に関する情報をいう。以下同じ。)、障害者関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
二 区長	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
三 区長	東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
四 区長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号。以下「都難病規則」という。)による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
五 区長	都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
六 区長	東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
七 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
八 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
九 区長	後期高齢者医療被保険者葬祭給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
十 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
十一 区長	東京都北区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は東京都北区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
十二 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
十三 区長	東京都北区中等度難聴児発達支援事業実施要綱による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
十四 区長	東京都北区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
十五 区長	東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
十六 区長	東京都北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱による福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
十七 区長	東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
十八 区長	厚生省通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和

		三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する情報、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---

別表第三(第四条、第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 区長	厚生省通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
二 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
三 教育委員会	就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって	区長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報

	て教育委員会規則で定めるもの		又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
--	----------------	--	-----------------------